

しんがた かんせんしょう えいきょう せいかつ おこまり みな 新型コロナウイルス感染症の影響で生活にお困りの皆さまへ

なやみ いっしょ かいけつ えんりょ そうだん
～悩みごとを一緒に解決していきます 遠慮なくご相談ください～

せいかつ なや す しごと そうだん 《生活の悩みごと(住まい・仕事など)のご相談》

【相談窓口】 松江まどぐち まつえし そうだんしえん
松江市くらし相談支援センター

じゅうしょ
住所：〒690-0852 松江市千鳥町70松江市総合福祉センター3階

でんわ
電話：0852-60-7575

うけつけじかん げつ きんようび
受付時間：月～金曜日 8:30～17:15

【相談内容】

す しえん ▶ 住まいの支援

1、一時生活支援事業

緊急に住まいや食事の確保が必要な場合、一時的な住まいの提供や生活再建のための相談支援を行います(※収入等の要件があります)。

2、入居債務保証支援事業

家賃等を継続的に支払いできる方で、賃貸住宅に入居する際の保証人がなく住居の確保ができない方を対象に、家主等に滞納家賃等を保証し住居を確保する事業です(※一定の要件、利用料があります)。

3、住居確保給付金

失業、休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている世帯について、原則3か月間、自治体から家賃の支給を受けることができます。
※支給額には上限があります。※収入等の要件があります。

しごと しえん ▶ 仕事の支援

1、就労相談

ハローワークと連携を図り、就労支援を行います。

▶ 家計の支援

1、借金や滞納(家賃、光熱水費、税金など)などの状況から家計の再建を相談者と取り組みます。

▶ その他の支援

- 1、フードバンク 緊急の場合、一時的に食料支援を行います。
- 2、生活相談 その他生活にお困りのことを伺います。

いちじてき しきん きんきゅうかしつけ かん そうだん 《一時的な資金の緊急貸付に関するご相談》

【相談窓口】 松江まどぐち まつえししゃかいふくしきょうぎかい
松江市社会福祉協議会

じゅうしょ
住所：〒690-0852 松江市千鳥町70松江市総合福祉センター2階

でんわ
電話：0852-24-9026、0852-61-8558

うけつけじかん げつ きんようび
受付時間：月～金曜日 8:30～17:15

※5月末までは土日も午前9時から午後1時まで受付をしています。

【相談内容】

▶ せいかつひ しえん 生活費の支援

《緊急小口資金》

対象：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限額：20万円以内

《総合支援資金》

対象：収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付上限額：(二人以上)月20万円以内、(単身)月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

せいかつ ほご かんするごそうだん 《生活保護に関するご相談》

【相談窓口】 松江まどぐち まつえし せいかつふくしか
松江市生活福祉課

じゅうしょ
住所：690-0841 松江市末次町86番地

でんわ
電話：0852-55-5305

うけつけじかん げつ きんようび
受付時間：月～金曜日 8:30～17:15

【生活保護の制度】

- ▶ 国が定める最低生活費より世帯の収入が低い場合は、その差額が生活保護費として支給されます。